

議案第 1 号

守谷市デマンド乗合交通に係る変更事項について（案）

守谷市デマンド乗合交通について、下記のとおり変更する。

1 運行車両の増車

平日の運行台数を 3 台から 4 台へ変更し、増車を行う。

■適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降

※書類手続き等が完了次第（乗合の免許を取得する必要があるため、運行開始まで時間を要するため。）

■委託事業者及び台数

変更前		変更後	
委託先	台数	委託先	台数
守谷タクシー有限会社	1 台	守谷タクシー有限会社	1 台
関鉄県南タクシー株式会社	1 台	関鉄県南タクシー株式会社	1 台
小川交通有限会社	1 台	小川交通有限会社	1 台
		株式会社守谷福祉協会	1 台

【詳細】

株式会社守谷福祉協会が運営する福祉タクシー「ふくろうタクシー」の車両を使用。福祉タクシーではあるが、他の車両と同様に、座席のみの利用とする。

■追加車両タイプ

一般乗用軽自動車（定員 4 名）